【勧告後の経緯】
審判手続開始決定日　平成22年４月13日
課徴金納付命令日　平成22年５月11日
なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

② 株式会社リミックスポイントに係る半期報告書の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】　平成22年６月18日

【勧告の対象となった違反事実】
株式会社リミックスポイントは、関東財務局長に対し、下表のとおり、旧金商法第172条の２第２項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」半期報告書を提出した。

提出日	書類	虚偽記載			
		会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
平成19年12月27日	第５期事業年度中間会計期間に係る半期報告書（平成19年９月中間期半期報告書）	平成19年４月１日～平成19年９月30日の中間会計期間	中間損益計算書	中間純損益が▲237百万円であるところを▲138百万円と記載	貸倒引当金の過少計上

(注)　金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。

【課徴金額】　150万円

【勧告後の経緯】
審判手続開始決定日　平成22年６月18日
課徴金納付命令日　平成22年７月９日
なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

③ 日本ビクター株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】　平成22年６月21日

【勧告の対象となった違反事実】
１．日本ビクター株式会社は、関東財務局長に対し、下表のとおり、旧金商法第172条の２第１項及び第２項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
1	平成19年６月27日	第118期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成19年３月期有価証券報告書）	平成18年４月１日～平成19年３月31日の連結会計期間	連結損益計算書	連結当期純損益が▲12,531百万円であるところを▲7,891百万円と記載	・減損損失の不計上 ・費用の過少計上 ・引当金の過少計上 等
2	平成20年12月26日	第120期事業年度中間連結会計期間に係る半期報告書（平成20年９月中間期半期報告書）	平成20年４月１日～平成20年９月30日の中間連結会計期間	中間連結損益計算書	連結中間純損益が▲12,155百万円であるところを▲8,095百万円と記載	・費用の過少計上 ・引当金の過少計上 等
3	平成21年６月24日	第120期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成21年３月期有価証券報告書）	平成20年４月１日～平成21年３月31日の連結会計期間	連結損益計算書	連結経常損益が▲16,520百万円であるところを▲10,307百万円と記載 連結当期純損益が▲33,336百万円であるところを▲24,350百万円と記載	・減損損失の不計上 ・費用の過少計上 ・引当金の過少計上 等

(注)　金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。

２．日本ビクター株式会社は、関東財務局長に対し、平成19年７月24日、平成19年３月期有価証券報告書を参照書類とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年８月10日、107,693,000株の株券を35,000,225,000円で取得させた。
同社が行った上記の行為は、旧金商法第172条第１項第１号に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた行為に該当する。

【課徴金額】　７億760万円

【勧告後の経緯】
審判手続開始決定日　平成22年６月21日
課徴金納付命令日　平成22年７月14日
なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

④ ＪＶＣ・ケンウッド・ホールディングス株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【勧告年月日】　平成22年６月21日

【勧告の対象となった違反事実】
１．ＪＶＣ・ケンウッド・ホールディングス株式会社は、関東財務局長に対し、下表のとおり、旧金商法第172条の２第１項及び第２項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」有価証券報告書等を提出した。

番号	開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
1	平成21年２月12日	第１期事業年度第３四半期連結会計期間に係る四半期報告書（平成20年12月第３四半期四半期報告書）	平成20年４月１日～平成20年12月31日の第３四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	連結四半期純損益が▲11,065百万円であるところを▲3,337百万円と記載	・負ののれんの計上及び償却による利益の過大計上並びに正ののれんの不計上及び一括償却による損失の不計上 ・費用の過少計上 等